

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

〔平成 10 年 3 月 31 日〕
水管規程 第 7 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 条）に定めるもののほか、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定工事業者証の交付等)

第 2 条 管理者は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定をしたときは、速やかに当該指定工事業者に北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。様式）を交付する。

2 指定工事業者証は、事業所内の見やすい箇所に掲げるものとする。

3 指定工事業者は、給水装置工事事業者の廃止を届け出たとき、又は法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を速やかに管理者に返納するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付の申請をすることができる。

(指定の停止)

第 3 条 指定工事業者が法第 25 条の 11 第 1 項各号に該当する場合において、当該指定工事業者にしん酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しを留保して、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(告 示)

第 4 条 管理者は、次に掲げる事項に該当するときは、その旨を告示するものとする。

(1) 法第 25 条の 7 の規定により、指定工事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったとき。

(2) 前条の規定により、指定工事業者の指定を停止したとき。

(表 彰)

第 5 条 管理者は、指定工事業者が水道事業に関し著しく功績が顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

(審査委員会)

第 6 条 管理者は、次に掲げる事項を審議するため、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 法第 25 条の 11 の規定による指定工事業者の指定の取消し
 - (2) 第 3 条の規定による指定工事業者の指定の停止
 - (3) 前条の規定による表彰
- 2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委 任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
(北九州市水道局指定工事店規程の廃止)
- 2 北九州市水道局指定工事店規程（昭和 49 年北九州市水道局管理規程第 3 号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
(旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置)
- 3 平成 10 年 3 月 31 日において、次の各号のいずれかに該当する者は、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成 8 年厚生省令第 69 号）附則第 2 条第 1 項に定める経過措置の適用並びに水道法施行規則の一部を改正する省令（平成 9 年厚生省令第 59 号）附則第 2 条に定める経過措置の適用にあたり、平成 11 年 3 月 31 日までの間は旧規程による責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。
 - (1) 旧規程に基づき責任技術者としての登録を受けている者
 - (2) 旧規程に規定する責任技術者としての登録資格を有し、登録期間が満了してない者

付 則（平成 24 年 3 月 30 日水管規程第 5 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に交付されているこの規程による改正前の様式による北九州市水道局指定給水装置工事事業者証は、この規程による改正後の様式による北九州上下水道局指定給水装置工事事業者証とみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の構成)

第2条 審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名（水道部長）
副委員長 1名（配水管理課長）
委員 3名（各工事事務所管理課長及び営業課長）
事務局 （配水管理課）

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を掌理し会議をつかさどる。ただし、委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代行する。

(審査委員会の招集)

第4条 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(審査委員会の成立)

第5条 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(職務の代行禁止)

第6条 委員は、その職務を他の者に代行させることができない。

(議事の議決)

第7条 議決は、全会一致を原則とする。ただし、全会一致が困難なときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持)

第8条 審査委員会において審議された内容及び結果については、これを他に漏らしはならない。

(審議事項)

第9条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 水道法（以下「法」という。）第25条の11第1項各号の規定による指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定の取消し

(2) 規程第3条の規定による指定工事業者の指定の停止

(3) 規程第5条の規定による指定工事業者の表彰

(4) その他指定工事業者等に関すること。

2 指定工事業者の違反行為に係る処分基準は、別表1に定めるとおりとする。

3 指定工事業者の表彰に係る基準は、別表2に定めるとおりとする。

(審査委員会の開催等)

第10条 委員長は、処分内容及び表彰について審議するため、審査委員会を開催するものとする。

2 審査委員会は、処分に関し上下水道局長（以下「管理者」という。）の諮問を受け答申する。

3 審査委員会は、表彰に関し管理者がその必要があると認める場合に、当該指定工事業者が別表2に定める表彰基準各号の一に該当することが適当であるかの審議依頼を受け、その結果を管理者に報告する。

4 法第25条の11第1項各号において、あらかじめ必要とされる資格がなかったこと又は資格が失われるに至ったことが判明したとき及び委員長が審査委員会の開催を要しないと認めたときは、審査委員会を開催しないことができる。

(処分の決定)

第11条 処分は、管理者が決する。

(処分の通知)

第12条 管理者は、法第25条の11第1項の各号に基づく指定の取消し又は規程第3条に基づく指定の停止を行うときは、当該指定工事業者に書面をもって通知するものとする。

(表 彰)

第13条 表彰は管理者が決するものとし、手続き等については、必要に応じて定める。

(聴 聞)

第14条 配水管理課長は、法第25条の11第1項の各号に基づく指定の取消し又は規程第3条に基づく指定の停止の処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人となるものについて、意見陳述のため聴聞の手続きを執らなければならない。

2 聴聞の主宰は、総務課長が行う。

3 聴聞に関する事項は、北九州市行政手続条例（平成8年条例第4号）等の定めるところによる。

(委 任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分基準

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項及び北九州市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道事業管理規程第7号。以下「規程」という。）第3条に該当する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について、次の区分に従い処分を行う。

1. 指定の取消し

指定の要件を欠くに至ったとき、又は違反行為が故意かつ悪質なものと認められるとき、又は重過失と認められるとき。

2. 指定の効力の停止（停止6箇月以内）

違反行為が故意又は重過失によるものであるが、指定の取消しを留保する情状酌量すべき特段の事由があるとき。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反	第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		第1項第2号	2. 国交省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	取消し	○国交省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		第1項第3号イ	3. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの	取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		第1項第3号ロ	4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	取消し	○一律に指定を取消す。
		第1項第3号ハ	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し	○一律に指定を取消す。
		第1項第3号ニ	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	取消し	○一律に指定を取消す。
		第1項第3号ホ	7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 ② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 ⑤ 警告に従わないとき。 ⑥ その他の違反行為	取消し 停止1～6月 停止1～6月 停止1～3月 停止3～6月 停止1～3月 停止1～6月	○他法秩序違反の常習者や水道法違反の未遂であり、様々なケースがあり得る。 違反行為の程度によって処分の内容は異なるが、再犯の場合は、指定を取消す。
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	第25条の4第1項及び第2項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	取消し	○選任届、解任届を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	取消し	○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	取消し	○変更届を速やかに提出するよう指導する。この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
			2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	取消し	○廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。 この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	停止1月	○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は、記入させるため基本的には起こり得ない。
			2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	停止1月	○工事申込みの際の設計書に記入した配管技能者と施工時の技能者は一致しない場合がある。 技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。
			3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	停止3～6月	○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。 (水道法施行令第6条を除く。) 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			4. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条：給水装置の構造及び材質の基準)	停止3～6月	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機器器具を使用したとき。	停止1～3月	○適正な機械器具を備え付けるように指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	停止1～3月	○記録の作成・保存を指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
工事施行に関する義務違反	第25条の11第1項第5号 第6号 第7号	第25条の9 第25条の10	1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	停止1～3月	○当該業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	停止1～3月	○当該業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	停止3～6月	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、処分期間を定める。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
不正申請	第25条の11第1項第8号		1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	取消し	○事実が判明した場合、すみやかに指定を取消す。

指定給水装置工事事業者の表彰に関する基準

表彰基準	<p>管理者は、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、表彰することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業に関して、功績が顕著であると認められる者 2 指定工事業者として、永年（北九州市指定工事店規程（昭和49年4月1日水管規程第3号。平成10年3月31日廃止。）に基づき指定された期間を含む。）給水装置工事に従事し、成績が優秀で、他の指定工事業者の模範として認められる者。 3 寒波、渇水、災害又は事故等に際して、その復旧に尽力し、その貢献が多大であり、他の指定工事業者の模範として認められる者。 4 水道技術、その他に関して調査、研究を行い、その成果が大と認められる者。 5 その他、管理者が特に表彰の必要があると認めた者。
表彰方法	感謝状を交付する。
適用除外	<p>表彰基準に該当する指定工事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、表彰しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第25条の11第1項に規定する指定の取消し処分を受け、4年を経過しない者 2 規程第3条に規定する指定の停止処分を受け、2年を経過しない者

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の違反行為に係る処分の審議について、その事務処理に必要な事項を定める。

(報告書等)

第2 各工事事務所管理課長及び営業課長（以下「課長」という。）は、違反行為があったと認められるときは、当該指定工事業者に対し、直ちにその是正及び事情を説明するてん末書（様式1）の提出を求めるとともに事情聴取を行う。

2 課長は、違反行為報告書（以下「報告書」という。様式2）を作成し、てん末書を添付してすみやかに配水管理課長に提出する。ただし、てん末書が提出されない場合は、報告書にその旨を付記する。

(文書による警告等)

第3 配水管理課長は、報告書等が提出された場合において、その違反行為が特に軽微で北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第3条に基づく指定の停止処分には該当しないが、注意等を促すことが必要と認めるときは、警告書（様式3）をもって警告を行うことができる。

(聴聞)

第4 配水管理課長は、聴聞の手続きを執る場合、上下水道局長（以下「管理者」という。）及び水道部長に報告しなければならない。

2 聴聞に関する事項は、北九州市行政手続条例、北九州市上下水道局行政手続条例施行規程及び北九州市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程によるほか、この要領の定めるところによる。

3 その他聴聞の手続きに必要な書面は、北九州市上下水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程による。

(聴聞調書等)

第5 配水管理課長は、聴聞終了後、その結果をすみやかに聴聞調書等により管理者及び水道部長に報告する。

(諮問)

第6 管理者は、前規定の報告を受け処分について審査委員会に諮問する。

(審査委員会の開催等)

第7 審査委員会委員長（以下「委員長」という。）は、前規定の諮問を受けて要綱

第4条に基づき審査委員会を開催し、その審議結果を管理者に答申する。

- 2 要綱第10条第4項の規定により、審査委員会の開催を要しない場合、委員長は、管理者にその旨を報告する。

(処分の決定)

- 第8 管理者は、第7第2項の規定により審査委員会の開催を要しない場合を除き、審査委員会の答申を受け処分を決定する。

- 2 管理者は、審査委員会の開催を要しない場合は、委員長の報告を受け処分を決定する。

(処分の通知)

- 第9 処分を決定したときは、当該指定工事業者に違反行為に対する処分通知書(様式4又は様式5)をもって通知する。

(処分の告示)

- 第10 指定工事業者を処分したときは、規程第4条の規定に基づき告示するとともに、各関係部署に通知する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

様式1

年 月 日

北九州市上下水道局
(東 西) 工事事務所管理課長
営業課長 様

指定給水装置工事事業者の名称

住所又は所在地

代表者

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

て ん 末 書

工 事 場 所			
申 込 者			
工 事 申 込 日			
給水装置工事主任技術者		番 号	

て ん 末 内 容	
-----------------------	--

様式2

年 月 日

配水管理課長 様

(東 西)工事事務所管理課長
営業課長

違反行為報告書

指定給水装置工事事業者が、下記のとおり違反行為を行ったので調査内容を報告します。

記

指定給水装置工事事業者			
代 表 者			
工 事 場 所			
申 込 者			
工 事 申 込 日			
給水装置工事主任技術者		番 号	

違 反 行 為 の 状 況	
---------------------------------	--

様式3

年 月 日

指定給水装置工事事業者の名称

住所又は所在地

代表者 様

北九州市上下水道局
水道部 配水管理課長

警 告 書

工 事 場 所			
申 込 者			
工 事 申 込 日			
給水装置工事主任技術者		番 号	

警 告 内 容	
------------------	--

違反行為に対する処分通知書

指定給水装置工事事業者の名称

住所又は所在地

代表者の氏名

上記の者について、水道法第16条の2第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止する。

- 1 指定の効力停止年月日 年 月 日から 年 月 日 (月間)
- 2 指定の効力停止の根拠 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程 第3条
- 3 指定年月日 年 月 日
- 4 指定番号 第 号

年 月 日

北九州市上下水道局長

印

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北九州市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北九州市を被告として（訴訟において北九州市を代表する者は上下水道局長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

